

節税レポート



平成 20年 6月号

発行日 2008.6.1

今月のテーマ ふるさと納税

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

ふるさと納税がスタートしました。これを機会に故郷に恩返しをしてみませんか。

1 目的

- 1) 地域間の財政格差の是正
- 2) 寄付文化を醸成し、民が担う公益活動の促進
- 3) 納税者が自分自身で税金の納め先、使い道をきめる
(結果としてこうなります)

2 現状

納税者は下記に納税しています

国	--	所得税	}	まとめて住民税 と言う
都道府県	--	都道府県民税		
市町村	--	市町村民税		

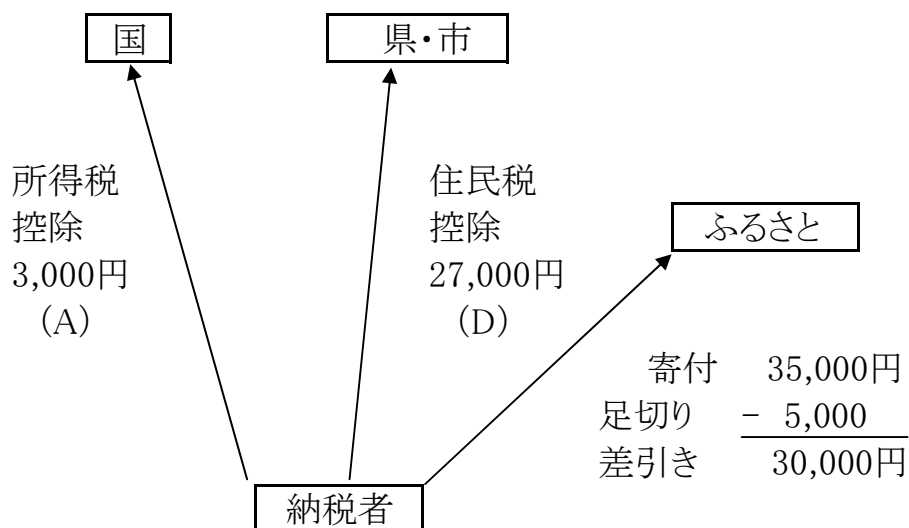
(都道府県民税は市町村を窓口として納めています)

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

3 今後

ふるさとに寄付をした場合 5,000円を超える額が所得税、住民税から控除されます。

1) 流れ



2) 計算例

イ ふるさとへ 35,000円寄付 ロ 所得税率 10%とする
ハ 住民税額 30万円 ニ 平成20年に寄付

① 所得税

$$\begin{array}{r} \text{寄付金} \quad \text{足切り} \quad \text{差引き} \\ 35,000 - 5,000 = 30,000 \end{array}$$

$$30,000 \times 10\% = 3,000 \quad (\text{A}) \quad \text{平成20年の} \\ \text{所得税から控除}$$

② 住民税

イ) 寄付金控除

$$(35,000 - 5,000) \times 10\% = 3,000 \quad (\text{B})$$

ロ) ふるさと納税控除額

$$(35,000 - 5,000) \times (90\% - 10\%) = 24,000 \text{ (C)}$$

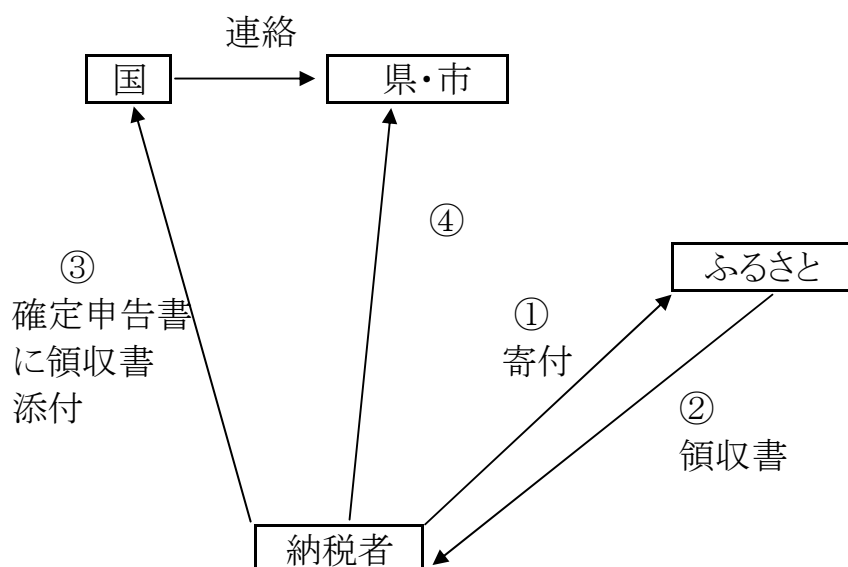
上限住民税額の10%

住民税の控除額

$$\begin{array}{ccc} \text{(B)} & \text{(C)} & \\ 3,000 & + & 24,000 = 27,000 \text{ 円 (D)} \end{array}$$

平成21年の
住民税から控除

3) 手続き



- ④ 確定申告をしない会社員は市町村に住民税の申告書を提出する(この場合は所得税の還付は受けられず、控除は翌年の住民税だけとなります)

4 各地の取り組み

- 1) HP等により寄付の呼びかけ、手続きを告知
- 2) クレジットカードでも寄付金の支払ができるようにする
- 3) 寄付した人に特産品、市の施設の利用利用券をプレゼント

足切り部分の 5,000円は持ち出しになります。でも 小学校から高校まで 90万円/1人・一学年かかっていることを考えると、ささやかな恩返しですね。